

令和2年5月26日

会 員 各 位

長崎市介護支援専門員連絡協議会
会 長 大 町 由 里
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に伴う居宅介護支援に係る対応について（第3報）

緊張感が高まる中、会員の皆様のご尽力により、感染が拡大することなく、「新しい生活様式」が広がってきたことに、心より感謝申し上げます。

さて、令和2年4月30日付で通知しておりました、標記の件につきましては、適応期間を令和2年5月よりとしておりましたが、長崎市より現下の状況に鑑み、取り扱いの変更のお知らせがありました。（確認日5月25日）

6月1日より以下の対応となりますので、宜しくお願い致します。

1 対応

- (1) 既存の利用者のサービス担当者会議について、やむを得ない理由がある場合については、電話や文書照会（郵送、FAX等）により行うことができることとする。また、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合、開催は省略することができることとする。
- (2) 既存の利用者のモニタリング訪問等について、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面会すべきであるが、利用者の事情等（施設等の面会制限など）やむを得ない理由がある場合については、居宅訪問及び面会でなくてもよいものとする。
- (3) 電話や文書照会等により行った場合は、支援経過にその記録を残すとともに、当該照会に用いた写し及び回答文書は保管しておくこと。
- (4) 書面での署名・捺印が必要なものについては、郵送等の手段による対応は可能とする。

2 適用期間 令和2年6月より ※ 変更時は別途通知します。

3 留意事項

- (1) 新規の利用者のケアマネジメントについては、利用者の事情等（施設等の面会制限など）やむを得ない理由がある場合を除いて、一連のケアマネジメントプロセスに沿って行うものとする。

❖長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページにも掲載しております

❖ご意見等がございましたら、当協議会のホームページのフォームに送信下さい。

❖長崎市福祉総務課問い合わせ先（長崎市福祉総務課 末永 TEL095-829-1161）